農業改良普及センターの活動について

R3.12.3

1 協同農業普及事業とは

- ・農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同で行う事業。
- 高度な技術 知識を有する普及指導員を配置。
- 普及指導員が直接、農業者に接して技術・知識を普及指導。
- ・巡回・相談・講習・展示などの「普及指導」、専門技術・方法の「調査研究」を行う。

普及指導員の業務

- ・農業新技術導入の支援(研究成果活用):新技術・品種導入
- ・農業技術経営の支援:巡回、相談、講習、マニュアル化など
- 農業者の組織化、体制づくり:青年組織、女性組織、法人化

2 農業改良普及センターの配置・体制

- ・全道の振興局に14の本所・30の支所を配置。
- 普及センター、農政部、農業試験場、農業大学校に670名が所属。
- 活動体制は、地域係、広域班が連携して活動を展開。

渡島農業改良普及センター(本所24名、支所6名:4地域係、広域班)

- ・渡島総合振興局の産業振興部内
- 渡島総合振興局農務課、道南農業試験場、渡島家畜保健衛生所と連携
- 管内JA、各市町村、各農業団体と連携

3 普及活動の種類

- 計画活動(5年計画):重点課題、一般課題、広域推進事項
- 一般活動:生育状況調査、関係機関連携、補助事業支援など
- 要請活動:技術・経営相談、災害対応、各種会議出席など

4 普及理念

- ・地域の目となり耳となる普及:地域分析と課題解決
- ・農業者のそばに立つ普及:農業者の視点たった支援
- ・地域の智恵袋となる普及:総合的な提案